

総合地球環境学研究所FR、FS及びIS審査実施要領

平成23年 1月25日所長裁定

平成29年 7月11日最終改正

総合地球環境学研究所研究審査委員会規則第2条第1号から第3号までに規定する研究審査委員会（以下「PRT」という。）における総合地球環境学研究所（以下「地球研」という。）のインキュベーション研究（IS）及び予備研究（FS）の審査（本研究（FR）候補の採択審査を含む）に関し、次のとおり実施要領を定める。

（審査指針）

第一 FR、FS及びISの採択審査における基本的な考え方は次のとおりとする。

本研究（FR）は、次に掲げる総合地球環境学研究所における研究活動の基本方針（平成28年3月10日承認。）に沿った共同研究であることが必須である。

- ① 地球研の研究蓄積と国内外の地球環境研究の成果を基礎とした、あるべき人間・自然相互作用環の解明と未来可能な人間文化のあり方を問う地球環境研究の推進
- ② 研究者コミュニティをはじめ、多様なステークホルダーとの密な連携による、課題解決指向の地球環境研究の推進
- ③ 研究成果を生かした社会の現場における多様なステークホルダーによる取り組みへの参加・支援を通じた課題解決への貢献

このため、プロジェクト種別ごとに下記の項目を満たすことを求める。

IS、FS、FRの段階ごとに2（審査に当たっての観点）にしたがって以下の項目について評価する。

1) 実践プロジェクトの評価項目

- ① 解決すべき地球環境問題およびプロジェクトが達成すべき目標の明確化
地球環境問題が独自の視点から明確に定義され、それに対するプロジェクトの目標が明確化されていること。
- ② 研究提案に至る学問的・社会的背景
個別学術分野の発展状況、問題の社会的認識状況などを踏まえた提案であること。
- ③ 独創性
地球環境学にかかわる独創的なアイデアに基づき、地球環境問題の解決に資する新しい枠組みを提案し、既存の地球環境研究に新たな視点を提供すること。
- ④ 学際的統合
課題解決に向けて必要な学問分野を有機的に統合するものであること。
- ⑤ トランスディシプリナリティ
研究成果が学術コミュニティにおけるインパクトにとどまらず、地球環境問題の解決

を促す可能性を持ち、社会の多様なステークホルダーと協働したプロセスを可能な限り取り入れた研究であること。

⑥ 国際的な射程と戦略

研究者や協力者の国際的ネットワークを視野に入れ、地域固有のテーマを超えた問題に深い関心を示し、研究成果を国際的に発信するといった方向性を有すること。

⑦ 既存の研究リソースの活用方法の明確化

当該の研究課題に関する豊富な研究リソースを活用した地球環境問題の解決への道筋を示すこと。

⑧ 実践プログラムへの貢献

実践プログラムのミッション達成に貢献すること。

⑨ プロジェクトの構造の妥当性

研究計画における諸要素の選択が適切であること。それらの諸要素と最終的な目標の関係が明確であること。

⑩ 計画の実施可能性

構成員の人選、研究組織、予算、研究リソースの活用、計画の進行、対象諸地域等については、当該プロジェクトが円滑に実施できることが明瞭に期待できること。

2) コアプロジェクトの評価項目

コアプロジェクトF S及びコアプロジェクト採択審査及び評価においては、以下の項目について評価を行う。F Sの提案にあたっては、これらについて十分な検討がなされることを期待する。

① 理論・方法論の必要性

地球環境問題解決に必要な理論・方法論であること。

② 理論・方法論の革新性

地球環境問題解決に資する革新的な理論・方法論であること。

③ これまでの研究リソースの活用

地球研や既存の地球環境研究のリソースが生かされていること。

④ 実践プロジェクトとの連携

提案する理論・方法論が複数の実践プロジェクトと協創可能であること。

⑤ 理論・方法論の活用方法

プロジェクトで構築される理論・方法論が地球研内外で活用されるものであること。

⑥ コアプログラムへの貢献

コアプログラムのミッション達成に貢献すること。

⑦ プロジェクトの構造の妥当性

研究計画における諸要素の選択が適切であること。それらの諸要素と最終的な目標の関係が明確であること。

⑧ 計画の実施可能性

構成員の人選、研究組織、予算、研究リソースの活用、計画の進行、対象諸地域等については、当該プロジェクトが円滑に実施できることが明瞭に期待できること。

2 審査に当たっては、以下の観点から評価すること。

1) 実践プロジェクトの審査

① I S 審査の観点

前項1) 実践プロジェクトの評価項目の①~⑧に基づく。とくに①~③を重視する。

② F S 審査の観点

前項1) 実践プロジェクトの評価項目の①~⑨に基づく。

③ F R 審査の観点

前項1) 実践プロジェクトの評価項目の①~⑩に基づく。

2) コアプロジェクトの審査

① F S 審査の観点

前項2) コアプロジェクトの評価項目の①~⑦に基づく。

② F R 審査の観点

前項2) コアプロジェクトの評価項目の①~⑧に基づく。

(課題決定手続)

第二 I S、F S 及び F R 移行候補の採択審査は、総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則第3条第1項、第4項及び第7項、第4条第1項、第4項及び第7項、第5条第1項及び第5項に基づき公開ヒアリングにより実施し、P R T の審査を経て研究戦略会議で採択課題を決定するものとする。なお、I S については、P R T における書類審査によって、公開ヒアリングを行う研究課題を決定するものとする。

2) I S から F S への移行審査に際しては、I S 報告書・F S 移行計画書提出時に実践 F S (機関連携型) 候補または実践 F S (個別連携型) 候補のどちらとして審査を受けるかについて、所内対応者との協議のもとに決定する。

3) 発表・質疑応答は、申請者等が行うものとする。ただし、申請者等に緊急の事態等が生じた場合には、申請者等あるいは申請者等の代理人がその事由を事前に地球研に報告し、かつ公開ヒアリングで研究内容について責任もてる研究者が代行することを申し出て確認できた場合に限って、P R T の審査を経てこれを許可することがある。

4) 前項の申請者等とは、以下のこととする。

① I S の申請については、I S 提案者である申請者

② 実践 F S (個別連携型) への移行及び実践プロジェクト (個別連携型) への移行については、それぞれの F S 責任者である申請者

③ 実践 F S (機関連携型) への移行及び実践プロジェクト (機関連携型) への移行については、申請者である所属機関長が指名した F S 責任者候補及び F S 責任者

(その他)

第三 採択審査は、PRT委員の評定のみならず、公開ヒアリングにおける所員の意見等を加味して総合的に行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年10月23日から実施する。

附 則

この要領は、第一の1)及び4)については平成25年11月1日、その他は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年12月25日から実施する

附 則

この要領は、平成27年3月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年12月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年9月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月11日から実施する。